事業群評価調書（令和８年度実施）

基本戦略名	2-1 健康で生きがいを持って暮らせる社会をつくる	事業群主管所属・課(室)長名	福祉保健部　医療政策課	髙見　誠	
施策名	1　地域の医療・介護のサービス確保及び充実	事業群関係課（室）	薬務行政室、地域保健推進課、国保・健康増進課、障害福祉課、消防保安室、医療人材対策室		
事業群名	①　持続可能な医療提供体制の構築	令和７年度事業費（千円）	※下記「２．令和７年度取組実績」の事業費（R7実績）の合計額		4,813,212

１．計画等概要

（長崎県総合計画みんなの未来図2030　本文）

人口減少や少子高齢化の進展などを踏まえ、医療需要の予測に基づいた、効率的で質の高い医療提供体制の確保に取り組みます。また、災害や新興感染症の流行等の有事の医療提供体制の確保、離島・へき地など地域における多様な医療提供体制の課題解決に取り組みます。

（取組項目）

ⅰ）関係者との協議等による地域医療構想※の実現やかかりつけ医の機能発揮に向けた取組
ⅱ）市町や医師会などの関係団体と連携した多職種が協働する在宅医療の充実
ⅲ）持続可能な小児・周産期の医療提供体制の構築
ⅳ）ドクターヘリ※の運用を含めた総合的な救急医療提供体制の構築
ⅴ）災害時や新興感染症等発生時における保健医療体制の確保
ⅵ）ニーズに応じた医薬品や医療機器等の安定供給体制の強化
ⅶ）離島・へき地の医療機関への医師等の派遣や機器整備に対する支援による医療の確保
ⅷ）ICTの活用による遠隔医療、医療DX※の推進
※地域医療構想：将来の人口構造や医療ニーズの変化を見据え、医療機関の機能分化・連携を進め、効率的かつ効果的な医療提供体制の構築を図るための構想
※ドクターヘリ：医療機器等を搭載し、医師が搭乗して救命処置を行いながら医療機関へ搬送するヘリコプター
※医療 DX：保健・医療・介護の様々な情報やデータを、クラウド等の基盤を通して共通化・標準化し、国民の健康増進、質の高い医療等の提供、関係機関の業務効率
化などを実現する取組

事業群	指標		基準年	R8	R9	R10	R11	R12	最終目標（年度）
	二次救急医療体制※が整備されている圏域の割合 ※二次救急医療体制：入院や手術が必要な重症患者を対象とした救急医療体制	目標値①		100%	100%	100%	100%	100%	100% (R12)
		実績値②	100% (R6)						進捗状況
		達成率 ②／①							—

（進捗状況の分析）

85歳以上の高齢者の増加や人口減少が更に進む2040年やその先を見据え、全ての地域・全ての世代の患者が、適切に医療・介護を受けながら生活し、必要に応じて入院し、日常生活に戻ることができるとともに、医療従事者も持続可能な働き方を確保できる医療提供体制を構築していくことが重要となる。

このため、医療機関の役割分担を明確化し、連携・再編・集約化を推進するとともに、在宅医療、小児・周産期医療、救急医療、保健医療、医薬品や医療機器等の安定供給、離島・へき地医療等の各分野において、関係者の理解を得ながら、持続可能な確保に向けた取組を総合的に推進していく必要がある。

とりわけ、県民の生命と健康を支える基盤である救急医療体制については、現在県内８つ全ての二次医療圏において病院群輪番制等による体制が整備されており、今後も地域における医療を安定的に提供できるよう、その体制を継続して確保していく必要がある。

２．令和７年度取組実績（令和８年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 / 事業期間 / 所管課(室)名	事業費（単位:千円） R6実績 / R7実績 / R8計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業実施の根拠法令等 / 法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）	事業概要 令和７年度事業内容及び実施状況（令和８年度新規・補正事業は事業内容）	事業対象	指標（上段：活動指標、下段：成果指標） 主な指標	R6目標 / R7目標 / R8目標	R6実績 / R7実績	達成率	令和７年度事業の成果等
取組項目i	○	1	病床機能の分化・連携推進事業費（医療介護基金） H28- 医療政策課	345,053 1,088,856 754,631	0 0 0	2,365 2,417 2,450	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律			●事業内容 病床機能の分化・連携を推進するため、地域で不足する回復期機能の病床の整備や、医療需要の変化に伴う急性期・慢性期機能の病床数の適正化に、自主的に取り組む医療機関に対して支援を行う。 ●実施状況 病床数の適正化に取り組む医療機関に対し、施設・設備整備等に係る経費への支援、及び給付金の支給を行った。	医療機関	【活動指標】 補助病院数(箇所) 【成果指標】 -R7:回復期へ移行した病床数（床） R8:年間で縮減した既存病床数と必要病床数の差(床)	2 2 2 200 200 100	8 8 0 48	400% 400% 0% 24%	●事業の成果 ・医療機関を取り巻く環境が厳しさを増す中、稼働率の低い病床の削減が進み、回復期への移行は十分に進展していないものの、医療機関における病床数の適正化を図ることができた。
取組項目i		2	地域医療構想推進事業費 H27- 医療政策課	4,418 4,874 4,966	4,418 4,874 4,966	7,884 8,057 8,165	—			●事業内容 医療、介護関係者から構成される「地域医療構想調整会議」を開催する。 ●実施状況 各医療圏ごとに「地域医療構想調整会議」を開催し、地域医療構想の実現に向けた課題等の共有を図った。	県民	【活動指標】 -R7:各区域における調整会議の開催回数（回） 【成果指標】 -R7:モデル推進区域に係る区域対応方針を策定した構想区域数（区域） R8:合意した対応方針の実施率（%）	8 8 8 1 1 100	23 16 1 1	287% 200% 100% 100%	●事業の成果 ・令和7年度は、8箇所の構想区域で計16回の調整会議を開催し(一部書面開催含む）、課題の共有・検討を行った。また、国のモデル推進区域に指定された長崎区域の検討内容等について、各種会議等で関係者へ説明を行った。
取組項目i		3	保健医療対策費 H16- 医療政策課	6,613 5,391 6,375	6,010 5,391 5,433	1,577 1,611 1,633	—			●事業内容 長崎県の総合的保健医療対策の推進を図る。 ●実施状況 各医療圏において、医療計画の進捗等を協議するための会議を開催するなど、長崎県の総合的保健医療対策の推進について検討を行った。	県民	【活動指標】 検討対象とする疾患数（件） 【成果指標】 協議会・部会の開催回数（回）	5 5 5 20 20 20	5 18 20	100% 100% 90% 100%	●事業の成果 ・保健医療対策について、分野別の協議会・部会等を開催し、検討を行った。
取組項目i		4	がんとともに生きる事業 R3- 医療政策課	55,572 57,667 62,517	30,139 28,834 31,259	7,884 16,114 16,334	がん対策基本法 がん登録等の推進に関する法律 健康増進法第16条 長崎県がん対策推進条例			●事業内容 県がん対策推進計画に基づき、県内のがん検診の精度向上及びがん診療の水準向上を図るとともに、がん患者の各種支援を実施する。 ●実施状況 質の高いがん医療の提供体制確保のため、がん診療連携拠点病院等の医療従事者に対する研修やがん患者の相談支援の体制整備、妊孕性温存療法等にかかる医療費助成を行った。また市町や医療機関へのがん検診精度管理等にかかる研修会やがん検診受診率向上のための普及啓発等を実施した。	がん診療連携拠点病院、がん診療に携わる医師、県民	【活動指標】 がん医療従事者研修会の開催回数（回） 【成果指標】 がんによる75歳未満の年齢調整死亡率の減少（人口10万対）	42 42 42 66.8 63.6 60.4	58 55 72.7 未公表	138% 131% 91% —	●事業の成果 ・がん診療連携拠点病院等の体制整備を図った。また、相談対応や各種支援により、がんとともに生きる患者やその家族の不安軽減を図った。

取組項目i		5	障害者等歯科診療事業	20,485	20,485	788	●事業内容 障害児・者及びその他専門性や設備的に一般歯科診療所で対応が困難な者の歯科医療を確保し、障害者等の口腔衛生の維持向上を図るため、長崎県口腔保健センターにおける歯科診療及び歯科診療車による巡回歯科診療を実施する。 ●実施状況 令和7年度には、長崎県歯科医師会へ委託し、長崎県口腔保健センターにおいて週3日の歯科診療を実施するとともに、離島地域を含む8市町において巡回歯科診療を実施した。	【活動指標】	196	181	92%	●事業の成果 ・長崎県口腔保健センター歯科診療所における歯科健診及び歯科診療車を活用した地域での巡回歯科診療により、障害者歯科診療の充実を図った。
				18,000	18,000	806		障害者歯科診療の診療日数（日）	196	191	97%	
				18,000	18,000	817			225			
			S60-	歯科口腔保健の推進に関する法律				【成果指標】	2,734	2,419	88%	
								障害者歯科診療の受診者数（人）	2,676	2,577	96%	
			国保・健康増進課	—	—	—	県民		2,580			
取組項目i		6	臓器移植対策事業	5,630	5,630	2,366	●事業内容 臓器移植コーディネーターの設置費について助成を行い、連絡調整・普及啓発の委託を行う。 ●実施状況 グリーンライトアップやパネル展のほか、イベントでの普及啓発を行い、臓器提供・移植に対する県民の理解を深め、移植医療の推進を図った。	【活動指標】				●事業の成果 ・イベントへの参加者の減少等により目標未達成となっているものの、看護学校での出前講座や市民公開講座等を実施し、意思表示カードの配布の機会を確保し、臓器提供情報の増加へ繋げるための県民への普及啓発を実施することができた。 ・意思表示カードの配布等を行い、引き続き、臓器移植に関する意思表示機会の拡大を図っていく。
				5,643	5,643	2,418		R6：臓器提供意思表示カード配布数（枚）	47,500	34,565	72%	
				5,656	5,656	2,450		R7-：講座・各種イベントでの啓発実施件数（回）	5	5	100%	
			S60-	臓器の移植に関する法律第17条の2					5			
								【成果指標】				
								R6：臓器提供情報件数（件）	20	13	65%	
			国保・健康増進課	○	—	—	（公財）長崎県健康事業団、県民	R7-：臓器提供意思表示カード配布数（枚）	40,000	35,850	89%	
									40,000			
取組項目i		7	誰一人取り残さないがん対策事業	9,872	5,333	7,884	●事業内容 県がん対策推進計画（第4期）に基づき、働く世代や若年層の受診定着を図るため、ターゲットごとの受診勧奨等周知啓発を行う。また、若年がん患者の療養支援等を行う。 ●実施状況 がん検診の重要性や予約先を周知するチラシの作成・配布や、高校生と協働した子宮頸がんの啓発に取り組むとともに、大学での出前講座や検診体験、イベントでの医師や経験者による講座を実施した。	【活動指標】	5	5	100%	●事業の成果 ・チラシの作成・配布や、がんの正しい知識の普及、がん検診の受診啓発を実施したことにより、働く世代や若年層における検診受診に対する意識向上が図られた。
				6,693	2,172	7,251		職域、学生等に対する出前講座等の実施回数（回）	5	5	100%	
				9,843	4,850	7,349			5			
			R6-8	がん対策基本法 長崎県がん対策推進条例				【成果指標】	66.8	72.7	91%	
								がんによる75歳未満の年齢調整死亡率の減少（人口10万対）	63.6	未公表	—	
			医療政策課	—	—	—	健康事業団、がん検診を行う市町、医療機関、県民		60.4			
取組項目i		8	循環器病対策事業	10,950	5,475	3,942	●事業内容 脳卒中、心臓病等の循環器病患者を中心とした包括的な支援体制を構築するため、専門的な知識を有し、県内の情報提供、相談支援等の中心的な役割を担う「脳卒中・心臓病総合支援センター」を設置する。 ●実施状況 県内の循環器診療の拠点となる長崎大学へ「脳卒中・心臓病等総合支援センター」の設置を委託し県民からの相談対応、県民・医療関係者への情報提供を実施した。	【活動指標】	1	1	100%	●事業の成果 ・循環器病患者及び家族等の相談対応や、県民公開講座を開催し循環器病に関する正しい情報の周知を行ったことで、すべてのステージ（予防～回復期）における県民の不安軽減に寄与した。 ・医師など医療関係者向けセミナーの開催により、質の高い循環器診療や病診・多職種連携の必要性を医療関係者が認識することができた。
				10,562	5,281	4,029		県民公開講座の開催回数（回）	1	1	100%	
				10,950	5,475	4,083			1			
			R6-	健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法				【成果指標】	男性83.3 女性53.1			
								脳血管疾患患者の年齢調整死亡率の減少	男性82.8 女性52.7			
			医療政策課	—	—	—	長崎大学病院、医療関係者、県民		男性82.2 女性52.4			

取組項目ii		9	在宅医療確保推進事業費（医療介護基金） R7-10 医療政策課	2,841 9,126 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律 —	0 0 —	4,029 4,083 —	●事業内容 今後、需要の増加が見込まれる在宅医療に対応できる提供体制の整備を図るため、地域内の在宅医療従事者の確保及び連携強化に向けたセミナー開催や伴走支援等を行う。 ●実施状況 令和7年度は、在宅医療スタートアップセミナーを2回、在宅医負担軽減のために医療機関等が連携し支える仕組みを検討するワーキング会議を5回実施した。 医療機関等	【活動指標】 R7：セミナー開催回数 【活動指標】 R8-：実証事業を行った在宅医療圏域数 【成果指標】 R7：在宅医療の開始又は拡大を検討しようと思った医師数 【成果指標】 R8-：訪問診療の実施件数	4 5 10 109,918	7 23	175% 230%	●事業の成果 ・在宅医療を始めるきっかけとなるようセミナーを2回開催し、延べ258名の医師、看護師等が参加。在宅医療の現状や県内の取組事例の紹介、在宅医療で必要な情報の提供を行った。 ・地域の実情を踏まえ、医師を中心とする5チームで持続可能な在宅医療提供体制の構築に向けて検討するワーキング会議をそれぞれ開催し、保健所とともに伴走支援を行った。 ・結果、医師等の在宅医療への関心を高めることができた。
取組項目ii		10	在宅医療・多職種連携に関わる薬剤師の支援事業（医療介護基金） H26- 薬務行政室	1,350 1,350 1,350 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律 —	0 0 0 —	1,577 1,611 1,633 —	●事業内容 多職種連携や在宅における服薬支援をはじめ医療依存度の高い若年層や病弱児の在宅医療への対応等、質の高い在宅医療の提供を図るための薬剤師を養成する。 ●実施状況 多職種連携研修会や在宅医療における服薬支援の技術研修会等、県下6箇所で開催し、在宅医療において各地のリーダーとなる薬剤師を養成した。 薬局	【活動指標】 在宅医療に関する研修会(回) 【成果指標】 地域連携薬局数（件数）	5 5 5 109 124 124	7 6 31 29	140% 120% 28% 23%	●事業の成果 ・地域連携薬局数は目標を下回ったものの、研修会の実施により在宅医療を担う薬剤師の育成を図り、在宅医療への理解の促進及び対応力の向上につなげた。
取組項目ii		11	精神科救急医療体制整備事業費 H19- 障害福祉課	49,351 45,689 46,029 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条の11 ○	28,190 25,677 23,349 —	3,154 3,223 3,266 —	●事業内容 精神科救急医療センターにおいて、24時間365日、医師等を常時配置し、救急受診者に対する診療体制を確保し、急性期患者の受け入れに対応する。また、精神科救急情報センターにおいて、精神障害者等の状態に応じて、外来受診又は入院可能な医療機関の紹介を行う。併せて、休日等の医療圏域毎の救急輪番体制を整備し、精神科急性期患者の受け入れ及び医療相談等を行う。 ●実施状況 長崎県病院企業団に委託し、県精神医療センター内に精神科救急医療センターを設置した。また、精神科救急情報センターにおいて受診相談を受け付けた。併せて、精神科病院協会等に委託し救急輪番体制を整備した。 精神科急性期患者等	【活動指標】 情報センター対応件数（件） 【成果指標】 精神科救急医療センターでの対応件数（入院・外来）（件）	数値目標なし 数値目標なし 数値目標なし 数値目標なし 数値目標なし 数値目標なし	1,178 1,250 151 184	— — — —	●事業の成果 ・個々の相談に応じた医療機関の紹介や受診援助に関する適切な情報提供を行い、救急時に精神科の受診が可能となった。
取組項目ii		12	歯科衛生士教育充実のための施設・設備整備事業（医療介護基金） （R8補正）R8 医療政策課	12,628 医療介護総合確保促進法 —	0 —	817 —	●事業内容 歯科衛生士専門学校の施設・設備の充実により、訪問歯科診療や口腔機能の維持管理など幅広く対応できる歯科衛生士を育成する。 歯科医師会	【活動指標】 復職研修（リワーク・キャリアアップ研修）の実施回数（回） 【成果指標】 復職研修後復職した歯科衛生士数（人）	3 3			—

取組項目iii	○	13	周産期医療確保対策事業費 H22- 医療政策課	91,645 127,406 188,309 医療法 —	14,435 15,950 17,202 —	788 806 817 —	●事業内容 周産期母子医療センターの安定的な医師確保等を図るため、人件費等運営費について補助を行う。 ●実施状況 3医療機関に対して、補助を行った。 医療機関	【活動指標】 補助医療機関数（機関） 【成果指標】 NICU延患者数（人）	3 3 3 数値目標なし 数値目標なし 数値目標なし	3 3 8,482 8,032 	100% 100% — —	●事業の成果 ・周産期母子医療センターのNICU（新生児集中治療管理室）病床の確保により、出産環境の確保を図った。
取組項目iii	○	14	周産期医療体制整備等事業費（医療介護基金） H28- 医療政策課	2,527 2,527 2,673 医療介護総合確保促進法 —	0 0 0 —	2,365 2,417 2,450 —	●事業内容 長崎県医療的ケア児支援センターと連携を図り、訪問看護師・周産期母子医療センター看護師・特別支援学校等の看護師に対する研修会を開催する。 ●実施状況 全6回の研修会を開催した。 医療機関	【活動指標】 研修会の開催回数（回） 【成果指標】 総合周産期母子医療センターの満床による受入れ不可能件数（件） 【成果指標】 医療的ケアが必要な小児に対応可能な訪問看護ステーションが所在する医療圏数（医療圏）	6 6 6 10 8 1 7 6 8	6 6 8 1 6 8 	100% 100% 125% 800% 85% 133% 	●事業の成果 ・看護師等を対象に研修会等を実施し、小児在宅医療に係る人材育成や体制強化を図った。 ・医療的ケアが必要な小児に対応可能な訪問看護ステーションが所在しない壱岐市での研修を現地開催した。
取組項目iii		15	周産期医療支援システム活用促進事業費（医療介護基金） (R8補正)R8 医療政策課	 6,522 医療介護総合確保促進法 —	 0 —	 2,450 —	●事業内容 持続可能な周産期医療体制確保のために、周産期医療支援システム「すくすく」に妊婦メンタル情報のスコアリング機能を追加する等の機能改修を実施。また、加入施設あての情報共有会、すくすく活用WG、死亡症例WGを実施する。 県医師会	【活動指標】 情報共有会の開催（回） 【成果指標】 妊産婦死亡数（人）	 1 0	 	 	—
取組項目iii		16	小児周産期医療確保推進事業費（医療介護基金） H20- 医療政策課	23,236 22,319 32,637 医療介護総合確保促進法 —	0 0 0 —	2,365 2,417 2,450 —	●事業内容 夜間や休日の小児の急な病気やケガなどの相談に応じる「子ども医療電話相談」を設置し子育て支援や救急医療の負担軽減を図るほか、地域の産科の医師・看護師を対象に母体急変時の対応力向上を目的とした研修を実施。 ●実施状況 翌日診療時間内での受診を促し医療機関の負担軽減図った。また地域の産科の医師・看護師の人材育成を図った。 小児の保護者等	【活動指標】 相談件数（件） 【成果指標】 翌日診療時間内に受診するよう勧奨した件数（件）	14,765 13,163 13,632 1,320 1,110 5,503	13,163 13,632 1,110 5,503 	89% 103% 84% 495% 	●事業の成果 ・看護師等による電話相談等で保護者の不安軽減と小児救急医療機関の負担軽減が図られた。 ・地域の産科の医師・看護師を対象に母体急変時の対応力向上を目的とした研修を実施し、地域の産科の人材育成を図った。

取組項目iii		17	産科・小児科医療確保事業費				●事業内容 地域でこどもを安心して生み育てることのできる周産期医療体制及び小児医療体制を確保するため、 分娩数が減少している分娩取扱施設や、地域の小児医療の拠点となる施設に対する支援を実施 ●実施状況 分娩取扱施設25施設、産科施設2施設、小児医療施設2施設に対し支援を行った。	【活動指標】				●事業の成果 ・分娩数や小児患者の減少により経営が厳しい医療機関に対して運営費を支援し、地域における分娩機能の維持につながった。 ・施設・設備整備への支援により、安全かつ質の高い周産期医療を提供できる体制が強化された。
				107,900	5,700	806		補助件数（病院数）		29	-	
				134,549	16,869	817			17			
			（R8補正）R7	長崎県産科・小児科医療確保事業費補助金実施要綱				【成果指標】				
								分娩取扱施設数		32	-	
			医療政策課	—	—	—	医療機関		30			
取組項目iv	○	18	ドクターヘリ運営事業費	297,765	151,364	3,943	●事業内容 患者の救命率向上や重い後遺症を防ぐため、ドクターヘリを運航する。 ●実施状況 消防本部等からの要請によりドクターヘリを出動させ、救急患者に対して救急現場及び搬送中に適切な処置・治療を行い、救命率の向上や後遺症の軽減を図った。	【活動指標】	数値目標なし	720	—	●事業の成果 ・消防本部等から558件の要請があり、423件出動。出動できなかった事例は計135件。内訳は、天候不良46件、別件出動中78件、時間外8件、要請側からのキャンセル等3件。 ・運航業者の整備士不足等による運休が発生し、搬送件数が減少。
				259,800	79,939	12,086		救急患者搬送件数（件）	数値目標なし	423		
				532,674	239,949	12,248			数値目標なし			
			H18-	—				R8-：緊急不時着訓練の受講者数（人）	10			
								【成果指標】	数値目標なし	75	—	
								出動要請に応えた割合（%）	数値目標なし	76		
									数値目標なし			
			医療政策課	—	—	—	救急患者	R8-：緊急不時着訓練の受講回数（回）	1			
取組項目iv		19	第二次救急医療体制整備費	125,917	51,923	3,942	●事業内容 休日・夜間等における手術・入院を必要とする重症救急患者等の医療を確保するため、病院群輪番制病院等に対する支援を行い、二次救急医療体制の確保を図る。 ●実施状況 休日・夜間等における手術・入院を必要とする重症救急患者等に対応する二次救急医療機関等に対して、運営費や施設・設備整備に係る補助を行った。	【活動指標】	5	7	140%	●事業の成果 ・病院群輪番制病院や救急医療協力病院等を支援し、二次救急医療提供体制の確保を図った。
				134,993	65,289	4,029		施設・設備整備に対する補助件数（件）	7	7	100%	
				214,836	49,514	4,083			7			
			S63-	—				【成果指標】	62	61	98%	
								2次救急医療機関数（機関）	61	61	100%	
			医療政策課	—	—	—	医療機関		61			
取組項目iv		20	広域災害・救急医療情報システム費	17,490	12,319	1,578	●事業内容 広域災害救急医療情報システム・救急医療情報システムを通じた情報共有・連携体制を構築し、災害・救急医療体制の充実を図る。 ●実施状況 広域災害救急医療情報システム・救急医療情報システムの円滑な運用を図った。	【活動指標】	55	53	96%	●事業の成果 ・広域災害救急医療情報システムの運用により、災害時に備えることができた。 ・救急医療情報システムを通じて、消防機関等が救急医療機関の急患受入れ可否等を迅速に把握でき、効率的な搬送に繋がった。
				15,164	9,957	2,417		救急医療情報利用機関数（件）	53	54	101%	
				23,065	12,682	2,450			54			
			H11-	—				【成果指標】 -R6：救急医療情報利用実績（件）	数値目標なし	229,428	—	
								R7-：救急医療情報検索利用回数（件）	数値目標なし	306,675	—	
			医療政策課	—	—	—	医療機関、消防、医師会、保健所、市町、県民		数値目標なし			
取組項目iv		21	救急安心センター事業（＃７１１９）	13,930	7,330	3,942	●事業内容 急病やけがの場合に、病院に行くべきか、救急車を呼ぶべきかを住民が電話で相談できる窓口を運営する。 ●実施状況 令和6年8月から事業を開始し、相談を受け付けている。	【活動指標】	11,000	14,406	130%	●事業の成果 ・相談窓口を開設した結果、令和7年度は想定を上回る24,591件の相談への対応を行った。
				13,682	6,604	4,029		電話相談件数（件）	20,000	24,591	122%	
				25,474	12,974	4,083			25,000			
			R6-	—				【成果指標】				
								—				
			消防保安室	—	—	—	県民					

取組項目iv		22	救急患者輸送確保対策費補助金	1,215	1,215	1,577	●事業内容 離島の救急患者を輸送するヘリコプター等（ドクターヘリ以外）に搭乗し救急医療を施す医師、看護師等へ市町が支払う謝金に対して助成。 ●実施状況 5市町の延べ92人のヘリ搭乗医師への謝金に対し補助を実施した。	【活動指標】 搬送患者数（人）	数値目標なし	67	—	●事業の成果 ・夜間等ドクターヘリが使えない状況において、ヘリコプター搬送（防災ヘリ、海自ヘリ等）を要請した市町が医師等に対して謝金を支払うことにより、救急患者輸送と治療の円滑化が図られた。
				1,655	1,655	806			数値目標なし	92	—	
				1,580	1,580	817			数値目標なし			
			S49-	長崎県救急患者輸送確保対策費補助金実施要綱				【成果指標】 市町の要請に対応できた割合（%）※天候により飛行不可能な場合は除く	100	100	100%	
									100	100	100%	
			医療人材対策室	—	—	—	市町		100			
取組項目iv		23	災害時歯科保健医療提供体制整備事業				●事業内容 災害時に、歯科医療又は口腔管理等の歯科保健医療活動の実施に必要な資機材を整備することにより、災害時における歯科保健医療提供体制を確保する。 ●実施状況 長崎県歯科医師会に対し、災害時に歯科保健医療活動を実施するために必要な器具・器材等の整備に係る補助を行った。	【活動指標】 R7:器材設置箇所数（箇所）				●事業の成果 ・災害時に歯科保健医療活動を実施するために必要な器具・器材等の整備を支援し、災害時における歯科保健医療提供体制の確保を図った。
				19,004	0	806			11	11	100%	
				38,216	0	817		R8:災害時対応歯科衛生士養成研修回数（回）	4			
			R7-8	長崎県災害時歯科保健医療提供体制整備事業費補助金実施要綱				【成果指標】 JDATチーム数				
									11	11	100%	
			医療政策課	—	—	—	医療機関、歯科医師会、歯科衛生士会		11			
取組項目v		24	感染症対応力向上事業				●事業内容 医療のひっ迫を避けるためには、高齢者施設内で感染症に対する療養を継続できる体制が重要となることから、地域の医療機関が、感染症発生時に高齢者施設と連携し、適正な対応ができるよう、感染症に精通した人材を育成し、地域の感染症対応力の向上を図る。 ●実施状況 長崎大学へ委託し、高齢者施設の対応を行う第２種協定指定医療機関等を対象とした研修会を実施。過去の対応事例の紹介など実践的な内容により、参加医療機関の資質向上を図った。	【活動指標】 研修会開催回数（回）				●事業の成果 ・感染症発生時に高齢者施設の対応にあたる医療機関のほか、薬局や訪問看護などの参加もあり、感染症対応のための平時からの体制整備や関係者間の連携強化の必要性について、認識を深めることができた。
				532	0	2,417			1	1	100%	
				1,577	0	2,450			1			
			R7-8	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第3条第1～2項				【成果指標】 研修会参加機関数（機関）				
									100	154	154%	
			地域保健推進課	○	—	—	医療機関、保健所		200			
取組項目v		25	感染症予防対策事業	172,940	87,420	23,258	●事業内容 感染症の発生情報の正確な把握と分析、その結果を県民や医療関係者等へ提供し、感染症に対する有効かつ的確な予防・診断・治療にかかわる対策を図り、総合的な感染症対策を推進する。また、次の感染症の発生・まん延に備えるため、新興感染症へ対応する病床等を確保する。 ●実施状況 長崎県内の感染症発生状況を週報52回＋月報12回の計64回、県感染症情報センターから発信した。また、感染症対策全般についての人材教育、普及啓発活動を通じて感染症の予防を図った。 また、感染症法に基づき県内病院・診療所等の医療機関と協定を締結した。	【活動指標】 定点医療機関からの情報収集（回）	64	64	100%	●事業の成果 ・令和7年度は、三類感染症（腸管出血性大腸菌感染症）が散発事例（長崎市、佐世保市を除く）として22件発生しているものの集団感染事例は発生していない。引き続き正しい手洗い方法等の普及啓発を行ったことで、感染拡大の防止につながった。 ・令和7年度末時点で、新興感染症の発生に備え1,070の医療機関とその役割に応じた協定を締結した。病床については、111の医療機関と協定を締結し、目標の病床数を確保することができた。
				129,287	61,258	27,394			64	64	100%	
				181,903	59,884	27,761			64			
			H11-	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第3条第1～2項				【成果指標】 集団感染発生件数（件）	0	0	100%	
									0	0	100%	
									0			
								【成果指標】 新興感染症へ対応する病床数（床）	633	629	99%	
									633	638	100%	
			地域保健推進課	○	—	—	医療機関、保健所、市町、県民		633			

取組 項目 v		26	結核予防対策事業	11,399	7,791	4,731	●事業内容 ・結核患者の管理検診及び患者の接触者に対する健診の実施 ・普及啓発活動（広報、高齢者施設従事者等への啓発等） ●実施状況 ・管理検診実施率：99.4%　接触者健診受検率：100% ・普及啓発活動：結核予防週間における広報誌への掲載、ポスター等の掲示、高齢者施設職員等への講話の実施	【活動指標】 接触者の健診受診率（%）	100	98.9	98%	●事業の成果 ・確実な接触者健診（受診率：100%）や管理検診（受診率：99.4%）を実施し、結核まん延防止を図ることにより、人口10万対罹患率10未満を維持した。
				9,082	6,608	4,834			100	100	100%		
				16,427	12,125	4,899			100				
			S61-	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第3条第1～2項				【成果指標】 新規結核患者罹患率（人口10万人対）	10未満	9.6	100%		
									10未満	9.9	100%		
			地域保健推進課	○	—	—	結核患者、健診対象者		10未満				
取組 項目 v		27	肝炎対策事業費	13,625	7,584	3,942	●事業内容 肝炎の早期発見のため、肝炎ウイルス無料検査を医療機関に委託し、利便性の向上を図り、もって県民の受診機会の拡大を図る。また、肝炎患者及び医療関係者等への情報提供等の支援対策を実施する。 ●実施状況 ・委託医療機関に対する研修会の実施 ・検査にて陽性となった方へ受診勧奨等を実施 ・肝疾患診療地域連携体制強化事業として、肝疾患診療連携拠点病院である長崎医療センターへ委託し、肝炎医療コーディネーター養成研修会を開催	【活動指標】 肝炎ウイルス検査受検率(%)	62	54	87%	●事業の成果 ・県内6,662名が肝炎ウイルス無料検査を受検。そのうち陽性となった方に、受診勧奨を行うなど早期治療へつなげた。 また、肝炎コーディネーター養成研修会の実施により、新たに52名が認定を受け、肝炎患者等の相談対応や情報提供を行う人材が増加した。
				13,327	5,730	4,029			62	53	85%		
				15,943	7,083	4,083			62				
			H19-	肝炎基本法第4条及び感染症対策特別促進事業				【成果指標】 75歳未満肝がん年齢調整死亡率（人口10万対）	3.9	3.1	125%		
									3.9	算定中	—		
			地域保健推進課	○	—	—	肝炎ウイルス検査未受検者、医療機関		3.9				
取組 項目 v		28	予防接種対策事業費	171	171	789	●事業内容 骨髄移植等の造血幹細胞移植により、移植前に獲得した免疫が低下又は消失した方へ再接種費用の助成を行う市町に対し、県が助成（1/2補助）を行う。 ●実施状況 令和6年度には3市1町、令和7年度も同様に3市1町から本事業による補助金交付申請があり、助成を行った。	【活動指標】 —				●事業の成果 ・令和7年度までに20市町で助成制度を創設した。残る1町は制度創設に関して検討中。
				117	117	806							
				460	460	817							
			R4-	—				【成果指標】 市町における助成制度の創設（市町）	21	19	90%		
									21	20	95%		
			地域保健推進課	—	—	—	市町		21				
取組 項目 v		29	地域保健対策強化事業				●事業内容 国保・後期高齢者医療のデータから、地域課題抽出や介入効果の分析等ができるデータベースとデータ分析体制を構築し、地域の実情に応じた状況分析や評価等に基づく保健・医療・介護等施策の取組を促進する。	【活動指標】 地域課題の分析に有用なデータベースの構築				—	
				8,523	0	2,450			1				
			（R8補正）R8	—				【成果指標】 データベースにおいて効果的な分析が可能な地域数（市町数）					
			地域保健推進課	—	—	—	県民		21				

取組項目vi	○	30	薬務行政費 S40- 薬務行政室	47,008 19,688 80,603 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第1条の3 ○	39,146 14,867 71,407 —	14,980 15,308 15,514 —	●事業内容 流通している無承認無許可医薬品（医薬品成分を含む健康食品）の買上検査や各種公報活動を実施するとともに、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄、ジェネリック医薬品の使用促進を図る事業を行う。 災害時に備え、備蓄医薬品の更新や災害薬事コーディネーターの養成・資質向上を図る。 ●実施状況 無承認無許可医薬品（医薬品成分を含む健康食品）の買上検査を実施した。 ジェネリック医薬品を使用促進するための協議会及び研修会を開催した。 災害備蓄医薬品を購入し適正備蓄を行ったほか、県薬剤師会等と連携して災害薬事コーディネーターの資質向上のための研修会を行った。 販売業者、県民等	【活動指標】 無承認無許可医薬品のおそれがある健康食品等の買い上げ調査（検体数） 【活動指標】 災害薬事コーディネーター養成・資質向上研修会の開催回数（回） 【成果指標】 無承認無許可医薬品による健康被害者数（人） 【成果指標】 災害薬事コーディネーター候補者数（人）	20 20 20 1 1 1 0 0 0 32 32 32	15 20 1 1 0 0 40 40 	75% 100% 100% 100% 100% 100% 125% 125% 	●事業の成果 ・買上調査や県ホームページによる注意喚起の実施により、県民の健康被害の未然防止につなげるとともに、協議会等の取組により、ジェネリック医薬品の普及促進を図った。 ・災害薬事コーディネーターの研修を通じて資質向上を図った。
取組項目vi		31	献血及び骨髄移植推進費 S39- 薬務行政室	3,593 3,580 4,161 安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律第5条 ○	3,593 3,580 4,161 —	6,307 6,446 6,532 —	●事業内容 血液製剤の安定供給を確保するため、献血の普及啓発を行うとともに、骨髄移植の推進及びドナー登録の促進を図る。 ●実施状況 献血功労者表彰式をはじめとする各種イベントを実施し、献血の普及啓発を行った。また、若年層への普及啓発のため、県内の高校生を対象とした献血普及ＣＭコンテストを開催したほか、昨年度の優秀作品を動画共有サービスやラジオ等の広報媒体で活用した。さらに、骨髄ドナー登録者を増やすため、骨髄ドナー登録説明員養成研修会の開催や、商工団体等に対して骨髄ドナー休暇制度導入の働きかけを行うとともに、骨髄等移植の推進を図るため、骨髄等移植ドナー支援助成制度による4市町へ補助を行った。 県民	【活動指標】 若年層啓発イベントの開催回数（回） 【成果指標】 献血確保目標量（L）	1 1 1 24,125 24,080 24,203	1 1 24,463 22,506 	100% 100% 101% 93% 	●事業の成果 ・献血量は目標に対し93%にとどまったものの、医療機関に必要な血液量は確保され、輸血用血液製剤の安定供給を維持することができた。また、骨髄移植ドナー登録の促進を図るため、登録説明員を新たに８名養成した。
取組項目vi		32	薬事監視指導費 S40- 薬務行政室	1,964 2,367 2,585 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第1条の3、毒物及び劇物取締法第18条 ○	1,363 1,717 1,951 —	6,307 6,446 6,532 —	●事業内容 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器等の品質、安全性を確保するため、薬局、医薬品販売業者、医薬品製造業者の立入検査、監視指導を行う。また、毒物劇物の不適正な取扱いにより、県民の健康被害を及ぼすことがないよう、農薬危害防止運動期間を中心に、毒物劇物営業者に対する講習会や立入検査を実施し、適切な取扱い等について指導する。 ●実施状況 薬局等を対象に立入検査を実施した。 薬業団体、医療関係者等、毒物劇物営業者、業務上取扱者等	【活動指標】 立入検査数（箇所） 【成果指標】 違反率（%）	500 500 500 5.6以下 5.0以下 5.0以下	553 469 3.4 4.7 	110% 93% 100% 100% 	●事業の成果 ・立入検査の違反率は4.7%と目標を達成している。違反施設に対しては継続的な指導を実施し、改善および再発防止の徹底を図ったことで、医薬品等の不適正管理による健康被害の未然防止に繋がった。

取組項目vi		33	麻薬指導取締費	924	924	14,191	●事業内容 麻薬・向精神薬は医療の分野において必要不可欠である一方で、乱用されると乱用者個人の健康だけでなく社会的にも大きな弊害をもたらすことから、麻薬・向精神薬の適正使用の促進や不正流通の防止を徹底するため、麻薬取扱者に対する立入検査や講習会を実施する。 ●実施状況 計画に基づく立入検査・講習会を実施した。	【活動指標】	12	12	100%	●事業の成果 ・講習会を12回（100%）開催し、麻薬等の適正な取扱いについての普及啓発を行った。一方、立入検査の違反率は3.8%と目標を達成できなかったが、違反施設に対しては、継続的な指導により、改善および再発防止の徹底を図ったことで、麻薬等の不適正管理による不正流通の防止に繋がった。
				1,063	1,063	14,503		麻薬等講習会の開催回数（回）	12	12	100%		
				1,279	1,279	14,697			12				
			S28-	麻薬及び向精神薬取締法第58条の38、大麻草の栽培の規制に関する法律第22条の3、覚醒剤取締法第32条				【成果指標】	2.8以下	4.2	0%		
								監視指導における違反率（%）	2.8以下	3.9	0%		
			薬務行政室	○	—	—	医療従事者等		2.8以下				
取組項目vii	○	34	へき地医療支援機構推進事業費	5,883	3,147	1,577	●事業内容 離島・へき地医療を確保するため、長崎県離島・へき地医療支援センターを設置し、へき地医療支援計画の策定、市町からの派遣依頼を受け、離島・へき地の診療所に医師の派遣等を実施。 ●実施状況 「離島・へき地医療支援センター」による、県内離島診療所等の代診対応や医師派遣、斡旋及び離島診療所医師の技術的指導、相談対応などの支援を行った。	【活動指標】	1	1	100%	●事業の成果 ・医師の都市志向等により、離島・へき地では医師確保が困難な状況が続いているが、離島・へき地市町等からの派遣要請を受け、代診医師の派遣を延べ360日行うことができた。
				5,962	2,982	1,611		離島・へき地医療支援センターの運営（箇所）	1	1	100%		
				6,629	3,315	1,633			1				
			H23-	地方自治法第252条の17 へき地保健医療対策等実施要綱				【成果指標】	2.1	未公表	—		
								地域偏在格差（倍）	2.1	2.4	87%		
			医療人材対策室	○	—	—	県民、医師及び医療機関		2.1				
取組項目vii		35	しまの医療機関指導費	2,665	2,665	788	●事業内容 長崎県自治体病院開設者協議会を通じた離島医療行政に関する情報収集、交換のため、国・市町・関係機関との打合せ及び離島診療所等の運営指導を行う。 ●実施状況 長崎県自治体病院開設者協議会への負担金（国への要望活用、ながさき地域医療人材支援センター等と連携した医師の斡旋等を実施）	【活動指標】 -R6：市町からの斡旋依頼件数(件)	数値目標なし	127	ー	●事業の成果 ・市町への医師の斡旋や国等への要望活動を実施することにより、離島・へき地医療の確保を図った。
				2,501	2,501	806		R7-：医師募集WEB説明会の実施率（%）	100	50	50%		
				2,770	2,770	817			100				
			S46-	—				【成果指標】 -R6：斡旋案件の成立率(%)	100	100	100%		
								R7-：医師募集WEB説明会による医師確保数（人）	1	1	100%		
			医療政策課	—	—	—	市町		1				
取組項目vii		36	病院企業団助成費	2,181,613	2,178,293	1,577	●事業内容 県下の離島・へき地における医療体制の確保、医療レベルの維持向上を図る。 ●実施状況 長崎県病院企業団の運営費について、地元市町とともに支援を行った。	【活動指標】	130	114	87%	●事業の成果 ・他の医療機関と同様、人口減少に伴う患者数の減や、人件費・経費の上昇等の影響により、令和７年度の病院企業団全体の収支差は、純損益で３年連続の赤字となった。経営健全化に向けた取組を進めていく。
				2,493,582	2,490,262	1,611		離島の勤務医師数（人）	130	114	87%		
				2,579,708	2,576,803	1,633			130				
			H21-	長崎県病院企業団構成団体負担要綱				【成果指標】	0	-2,596	0%		
								収支差（百万円）	0	算定中	—		
			医療政策課	—	—	—	長崎県病院企業団		0				
取組項目vii		37	へき地医療機関整備費	110,585	16,701	1,577	●事業内容 へき地医療拠点病院による離島・へき地診療所への医師派遣に係る運営費や設備購入及びへき地診療所の運営費や施設整備・設備購入に対して補助を行う。 ●実施状況 へき地医療拠点病院による6箇所の離島・へき地診療所への医師派遣に係る運営費や設備購入及び24箇所のへき地診療所の運営費や3箇所の施設整備・設備購入に対して補助を行った。	【活動指標】	327	358	109%	●事業の成果 ・へき地医療拠点病院がへき地診療所へ医師を派遣することなどによって、離島の医療提供体制を支援することができた。
				132,386	20,597	806		へき地診療所への医師派遣数（人）	327	算定中	—		
				189,235	32,305	817			327				
			H15-	へき地保健医療対策実施要項 長崎県へき地医療対策費補助金実施要綱				【成果指標】	7	7	100%		
								医師派遣により医療が確保される診療所数（箇所）	7	算定中	—		
			医療人材対策室	—	—	—	へき地拠点病院、へき地診療所		7				

取組項目vii		38	国保直診施設整備費	10,625	0	789	●事業内容 へき地診療所（国民健康保険直営）の施設・設備整備に対し必要な補助を行い、へき地医療の充実を図る。 ●実施状況 へき地診療所の施設・設備整備に対して補助を行った。	【活動指標】	5	5	100%	●事業の成果 ・市町に対し、へき地診療所の施設・設備整備費を補助することで、医療提供環境が整備され、地域住民への適切な医療提供が可能となった。
				33,603	0	806		補助申請計画件数（件）	10	10	100%	
				36,840	0	817			8			
			S54-	長崎県へき地診療所設備整備費補助金交付実施要綱 長崎県へき地診療所施設整備費補助金交付実施要綱 医療施設等設備整備費補助金交付要綱（厚労省医政局発出） 医療施設等施設整備費補助金交付要綱（厚労省医政局発出）				【成果指標】	100	100	100%	
								国庫補助採択率（%）	100	100	100%	
			国保・健康増進課	—	—	—	市町		100			
取組項目vii		39	しまの精神医療特別対策事業費	11,575	0	789	●事業内容 精神科無床地区である上五島地域へ精神科医師を派遣し、精神保健対策の充実を図る。 ●実施状況 上五島病院へ精神科医師を派遣した。（週4日）	【活動指標】	200	204	102%	●事業の成果 ・上五島の医療機関への精神科医師の派遣に対する補助を行い、上五島内における精神科の受診が可能となった。
				11,623	0	806		精神科医師の派遣日数（日）	200	204	102%	
				13,788	13,788	817			200			
			S59-	長崎県しまの精神医療特別対策事業運営費補助金実施要綱				【成果指標】	7,000	8,264	118%	
								受診者数（人）	7,000	8,278	118%	
			障害福祉課	—	—	—	上五島圏域の精神科患者		7,000			
取組項目vii		40	離島・へき地における看護師の特定行為研修推進モデル事業				●事業内容 離島・へき地の病院・診療所等において、看護師が特定行為研修を受講できる環境整備と、特定行為研修を修了した看護師と医師の協働やオンライン診療について普及促進を行う。	【活動指標】				—
								情報共有会議の開催				
				5,301	0	788			3			
			(R8補正)R8	—				【成果指標】				
								離島における特定行為を行う看護師の養成数（人）				
			医療人材対策室	—	—	—	離島市町、医療機関、訪問看護事業所等		1			
取組項目viii	○	41	地域医療充実のための医療ICT活用促進事業費				●事業内容 離島の公立診療所が抱える課題等の解決に向けて、離島の医療機関、市町等による協議会を設置し、課題の協議・検討、先進地視察等を実施する。また、公立診療所におけるオンライン診療の導入経費を補助する。 ●実施状況 協議会を計３回、先進地視察を１回実施。 診療所におけるオンライン診療の導入経費を１件補助。	【活動指標】				●事業の成果 ・対馬市内の診療所１か所に対し、オンライン診療に係る設備整備補助を行った結果、当該診療所において、これまでの月２回の対面での診療に加え、月１回オンラインでの診療を実施することになり、受診機会の増加につながった。
				2,496	2,084	1,209		離島診療所ICT等普及協議会開催回数(回)(累計)	3	3	100%	
				6,816	226	1,225			5			
			R7-9	長崎県遠隔医療設備整備補助金実施要綱				【成果指標】				
								新たにオンライン診療体制を構築した件数(件)(累計)	1	1	100%	
			医療人材対策室	—	—	—	離島市町、医療機関等		2			

３．実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

ⅰ　関係者との協議等による地域医療構想の実現やかかりつけ医の機能発揮に向けた取組

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
現行の地域医療構想については、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025（令和７）年に向けて、高齢化により増大する医療需要に対応するため、病床機能の転換や再編等を推進してきた。本県における直近の病床数は、現行の地域医療構想で推計した病床数の必要量に近づくなど、これまでの取組には一定の成果が認められる。一方、医療機関の機能転換・再編等は、医療機関の経営に大きく影響することから、合意形成に時間を要し、依然として構想区域ごと・機能ごとに必要量との差異が生じている中で、2040年頃に向けて、85歳以上の高齢者の増加や医療需要の減少にも対応できる更なる取組が求められる。	令和10年度までに、県では関係者と協議の上、2040年やその先を見据えた新たな地域医療構想を策定し、入院医療だけでなく、外来・在宅医療、介護との連携、人材確保を含めたあるべき医療提供体制の実現に向けた取組を進めることとしている。また、令和７年度に創設されたかかりつけ医機能報告制度等も活用しながら、地域ごとの課題の把握や対応策の検討を進めることとしている。

ⅱ　市町や医師会などの関係団体と連携した多職種が協働する在宅医療の充実

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
本事業のモデルとなる五島市が実施しているモバイルクリニックにおいては、看護師がモバイルカーにて巡回診療を実施し、医師がオンラインで診療を行っているが、特定行為研修修了者による特定行為の実施が可能となれば、より高度な医療の提供が可能となり、離島へき地における在宅医療の推進が図られる。しかし、離島・へき地には指定研修機関がなく、また受講には長期を要するため、人材が限られる離島へき地においては研修受講を希望しても受講が困難な現状がある。 また、限られた人材で離島・へき地医療体制を確保するためには、特定行為研修修了者などの質の高い看護職員の養成支援を行っていく必要がある。	五島市のモバイルクリニックに従事する看護師に特定行為研修を受講させ、特定行為の実施が可能になることでより高度な医療提供が可能になる。 受講に係る経費を補助し、研修受講中の代替職員を確保することで、離島・へき地においても研修が受講できる環境を整備する。

ⅲ　持続可能な小児・周産期の医療提供体制の構築

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
・分娩数の減少に伴う経営環境の悪化や医師の高齢化等の影響により、県内の分娩取扱施設数は年々減少している。妊婦と新生児の安全を最優先に考え、持続可能な周産期母子医療提供体制を構築する必要がある。 ・全国的に無痛分娩のニーズは高まりつつあるが、本県においては、妊産婦の希望により無痛分娩を実施する施設は令和８年４月現在、県内の分娩取扱施設30施設中５施設となっている。 ・出生数は減少しているものの、晩婚化や出産年齢の高齢化、医学の進歩等により、NICUの患者数は横ばいで推移している。一方で、NICUは設備・人材を含めた環境整備が不可欠であり、経営的に不採算となりやすく、死亡・訴訟リスクも高いため、医療機関単独での病床確保・維持には限界がある。 ・医療的ケア児の円滑な在宅移行を評価する相対指標「総合周産期母子医療センターのNICU満床による受入れ不可能件数」については、減少している。（R6：8→R7：1） ・小児科医の高齢化や人材不足、勤務医の働き方改革（労働時間短縮）の推進により、一次救急として市町が実施している夜間急患センターにおける小児救急医療体制の維持が困難になっている。課題となる中、子ども医療電話相談件数は増加傾向にあり、看護師等による電話相談等で保護者の不安軽減と、夜間における小児救急医療機関の負担軽減につながっている。	・分娩取扱施設数の減少に対応するため、周産期母子医療センターを中心とした分娩取扱施設の役割分担や連携強化を図る。 ・無痛分娩に対するニーズの高まりを踏まえ、安全・安心な無痛分娩提供体制の構築を図るため、医療従事者の人材育成及び安全管理体制の整備を進める。 ・「総合周産期母子医療センター満床によるNICU受入れ不可能件数」は減少傾向(H30:3、R1:2、R2:6、R3:20、R4:12、R5:10、R6:8、R7:1)にあるものの、NICU病床を維持するため、引き続き病床数や実績に応じた医療機関への支援を行う。 ・持続可能な小児救急医療体制の確保に向け、引き続き、関係機関と協議を行うとともに、子ども医療電話相談窓口により、症状に応じた適切な受診を促し小児救急医療機関の負担軽減を図る。

iv　ドクターヘリの運用を含めた総合的な救急医療提供体制の構築

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
・ドクターヘリの運用については、本県は、離島や半島を多く有しており、ドクターヘリは救命率の向上や後遺症の軽減を図るうえで重要な役割を果たしているが、令和７年度はドクターヘリの運航を委託している事業者の整備士不足や機体の不具合により、断続的にドクターヘリの運航を休止した。また、運航に係る機体価格や人件費等は上昇傾向にあり、本県の財政負担は増大している。 ・二次離島から一次離島における夜間の急患搬送について、民間船舶事業者の高齢化や後継者不在、船舶の維持費高騰等により、民間船舶事業者による搬送体制の確保が困難な状況になりつつあり、市町と連携し、持続可能な搬送体制の構築を図る必要がある。 ・急変患者への対応スキル、急変予知能力については地域・医療機関ごとに教育機会格差が生まれているため、急変対応・救急予知教育機会を提供する必要がある。	・安定した運航体制の確保及び財政負担の軽減のため、令和８年６月に国へ以下のとおり要望を行った。（1. ドクターヘリの運航に必要な整備士、操縦士等の安定的な確保に向けた取組を着実に実施し、必要な支援を行うこと　2. ドクターヘリに係る人件費や機体価格等の上昇、海外情勢による為替レートの変動等を踏まえるとともに、適切に代替機を確保し、機体不具合時においても安定した運航ができるよう、ドクターヘリの運航経費に係る国庫補助基準額の上限区分を見直すなど改善を図ること） ・出動要請に応えるため令和８年７月からドクターヘリ２機目の運航を開始した。２機のドクターヘリを効果的に運用し、救急搬送体制の充実強化に努める。 ・二次離島から一次離島における夜間の急患搬送については、二次離島で暮らす住民の命を守り、安全・安心な生活を維持するうえで、重要な課題であり、市町と課題解決に向けた取組について協議を行っていく。

v　災害時や新興感染症等発生時における保健医療体制の確保

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
・集団感染リスクが高い感染症の発生時に、迅速に保健所による患者調査と接触者の調査を行うことにより、感染者を早期発見し、まん延防止を図っている。 ・新興感染症発生時に備え、医療機関との協定締結や感染症発生動向調査による定点医療機関等から情報収集を行っている。また、感染症発生やまん延時に迅速かつ適切な対応ができるよう人材育成や必要物品の備蓄等整備しておく必要がある。 ・長崎県の結核の罹患率は減少傾向にあるが、依然として全国平均より高い。長崎県の結核患者の８割が高齢者である一方で、外国出生の結核患者が増加傾向にあることから、医療機関と連携した確実な内服のための支援や、本人だけでなく就労先の結核についての理解促進等、きめ細やかな対応が必要である。	・引き続き感染症対策の基本である手洗いやマスク着用などの啓発を積極的に行っていくとともに、関係機関と連携を図りながら感染者の早期発見などに取り組み、感染症のまん延防止に努める。 ・医療機関との協定締結数を維持するとともに、研修会の開催や訓練等の実施により協定締結医療機関等の対応力向上を図っていく。また、特措法に基づき、感染対策に必要な個人防護具の備蓄を計画的に進めていく。 ・引き続き、結核の接触者健診等の患者発生時対応を適切に行うとともに、早期発見のため、県民や医療機関等に対して啓発を行う。また、結核高まん延国出生者を雇用する企業等にも早期発見のための健康診断や受診の必要性について情報提供を行っていく。

vi　ニーズに応じた医薬品や医療機器等の安定供給体制の強化

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
・薬局、医薬品販売業者等への立入検査や無承認無許可医薬品の買上調査や注意喚起を実施し、医薬品の適正使用及び不正流通の防止を図ることで、健康被害の未然防止に繋がっていることから、引き続き実施していく必要がある。また、在宅医療に対応できる薬剤師の育成や多職種連携の推進に取り組んでいるが、在宅医療に取り組む薬局・薬剤師は十分とは言えず、地域の実情に応じた在宅医療提供体制を支えるため、参画促進や機能強化を図る取組を実施していく必要がある。 ・輸血用血液製剤の安定供給に必要な献血量は、目標通りに確保できなかったものの、医療機関に必要な血液量は供給できている。また、少子高齢化が進展する中で、将来を担う若年層の献血協力が不可欠であるため、引き続き、若年層を中心とした献血協力の啓発活動を実施する必要がある。 ・骨髄ドナー登録者の確保については、登録説明員等のボランティア養成により一定数確保できているが、安定的に確保していくためには、更なる制度周知や登録機会の確保に加え、企業団体によるドナー休暇制度の導入促進など、ドナーが安心して骨髄提供できる環境を整備していく必要がある。	・薬局、医薬品販売業者等への立入検査や無承認無許可医薬品の買上調査や注意喚起は、健康被害の未然防止のため、継続して実施していく。また、地域の実情に応じた在宅医療提供体制を支えるため、県薬剤師会等の関係団体と連携し、多職種連携や在宅での服薬支援等に対応できる薬剤師の育成を進めるとともに、在宅医療に取り組む薬局・薬剤師の裾野拡大を図る取組を進めていく。 ・献血については、市町、血液センター及び教育機関等と連携し、高校生献血普及ＣＭコンテストの実施や中高生向け献血セミナーの活用等など、若年層への普及啓発活動を継続して取り組んでいく。 ・骨髄ドナー登録者の確保については、登録説明員等の養成や登録会の開催支援を継続するとともに、企業団体によるドナー休暇制度の導入促進を図っていくなど、ドナーが安心して骨髄提供できる環境整備を進めていく。

vii　離島・へき地の医療機関への医師等の派遣や機器整備に対する支援による医療の確保

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
県と関係市町により設置した「病院企業団」が、離島、へき地等における中核病院を運営する中、県では当該企業団が行う医師の確保や医療施設・設備の整備を支援するとともに、長崎大学病院に設置している「離島・へき地医療支援センター」による代診医師の派遣等により離島・へき地医療を確保しているが、医師の地域偏在の解消には至っていない。 また、離島・へき地における医療を確保するために、へき地医療拠点病院や、へき地診療所の運営及び機器整備支援を行っており、引き続き、必要な機器整備等の支援を行っていく必要がある。	離島・へき地医療支援センターによる代診医派遣等に加え、大学地域枠医学修学生の確保及び地域医療に従事する医師の育成に取り組むことで、離島・へき地に勤務する医師を確保し、医師の地域偏在の解消を図っていく。 また、へき地医療拠点病院及びへき地診療所の運営費や設備整備費に対して補助を行い、医療提供体制の確保を図っていく。

viii　ICTの活用による遠隔医療、医療DXの推進	
●実績の検証及び解決すべき課題 　ＩＣＴを活用したオンライン診療の取組が進みつつある地域があるものの、取組を進める中で実施体制の改善等に向けた個別の課題が出てきており、ノウハウ等の面からきめ細やかな支援が求められている。また、今後新たにＩＣＴ活用の検討を始める地域においても、同様の支援ニーズが見込まれる。	●課題解決に向けた方向性 　オンライン診療実施体制の改善・構築等に向けて、ノウハウ面からの支援の充実を図る。

４．令和８年度見直し内容及び令和９年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和８年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和８年度の新たな取組は「R8新規」等と、見直しがない場合は「―」と記載	令和９年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	令和９年度事業の実施に向けた方向性 見直しの方向	令和９年度事業の実施に向けた方向性 見直し区分
取組項目ⅰ	○	1	病床機能の分化・連携推進事業費（医療介護基金） H28- 医療政策課	国で新たに予算措置された病床数適正化に取り組む医療機関への支援事業とあわせて、本事業についても県内の医療機関に対し丁寧な説明や情報共有を行うことで、効果的な事業実施を図ることとしている。	②	地域医療構想の見直し時期を迎えていることに伴い、国においても医療介護総合確保基金をはじめとする支援制度の見直しが行われることが想定される。このため、国の動向を注視するとともに、県内医療機関の実態把握に努めながら、地域の実情に応じた適切な事業の見直しを図っていく。	改善
取組項目ⅰ		2	地域医療構想推進事業費 H27- 医療政策課	令和10年度までに、県では2040年頃を見据えた新たな地域医療構想を策定する必要があるため、従来の県内８つの構想区域で開催する地域医療構想調整会議に加え、関係者間の協議や周知・啓発活動等にも取り組む予定としている。	②	これまでの地域医療構想の進捗状況や関係者との協議等を踏まえ、今後の医療需要の変化に対応した医療提供体制の確保に向け、必要な取組の検討・精査を進めていく。	改善
取組項目ⅰ		3	保健医療対策費 H16- 医療政策課	―	―	医療計画、地域医療構想を推進していくための協議の場として、引き続き保健医療対策協議会等の適切な運営を図る。	現状維持
取組項目ⅰ		4	がんとともに生きる事業 R3- 医療政策課	がん検診受診率60%の目標達成に向け、検診実施主体である市町担当者に対する研修を実施するほか、事業者向けのセミナーや研修会等を活用して職域に対するがん検診受診の働きかけを行うなど、更なる普及啓発を推進する。	②	県がん対策推進計画に基づき、市町や協力協定企業、事業主等関係者、がん拠点病院等と意見交換を行いながら、がん医療の質の向上やがん患者支援、がん検診の推進に係る各種施策を実施していく。	改善
取組項目ⅰ		5	障害者等歯科診療事業 S60- 国保・健康増進課	県歯科医師会による障害者歯科診療協力医の育成及び地域の障害者歯科医療体制の充実を図り、柔軟な運営やその他時代に即した取組を促進するため、事業を委託から補助へ見直した。	⑥⑦	障害者歯科医療体制を確保するため県歯科医師会と連携しながら、より一層効果的な事業の在り方を検討していく。	改善

取組項目ⅰ		6	臓器移植対策事業 S60- 国保・健康増進課	若年層への啓発を行うとともに、各種イベントの機会をとらえ、幅広い年代への意思表示カードの配布を行い、意思表示の機会の拡大に努める。	②	臓器提供は継続的に行われており、臓器提供者とその家族、医療機関との連携が円滑に行われるために臓器移植コーディネーターの存在は不可欠である。臓器提供の情報は、多くが家族の承諾によるものであり、提供者本人の意思表示の携帯、臓器移植の理解について、これからも県民に普及啓発を継続する必要がある。また、臓器移植を円滑に行うため、臓器移植搬送マニュアルの見直しを検討するとともに移植医療情報担当者の研修会など実施し、移植医療連携強化を図る。	改善
取組項目ⅰ		7	誰一人取り残さないがん対策事業 R6-8 医療政策課	若年層へのがんに関する正しい知識の普及を図るため、より多くの学生が受講できるよう授業の一環として大学での出前講座を実施するとともに、がんへ関心が低い層にも情報を届けるため、多くの県民が集まるイベント等を活用した講演や啓発ブースによる普及啓発を実施するなど、関係機関と連携し効果的な周知啓発に取り組む。	②	職域向けに作成した啓発資材を活用しながら、事業所や従業員に対する出前講座を実施し、働く世代への受診勧奨を行うなど、より効果的な周知啓発の取組を強化し、がん検診受診率及び精密検査受診率の向上を図る。 また、療養に要する支援に加え、アピアランスケア支援を実施するなど、患者支援の充実を図る。	終了
取組項目ⅰ		8	循環器病対策事業 R6- 医療政策課	県民に対して相談対応や県民公開講座の開催等を行い、循環器病に関する正しい情報の普及啓発を行う。併せて、県内医療機関に対しても相談窓口を設置する等、診療機能向上を目的とした医療機関への後方支援体制を強化する。	②	県民への循環器病に関する普及啓発に加え、地域の医療機関の診療機能向上を目的とした取組や急性期から慢性期までの切れ目のない医療連携体制、多職種が連携した支援体制の構築を推進し、循環器病患者を中心とした支援体制の充実を図る。	改善
取組項目ⅱ		9	在宅医療確保推進事業費（医療介護基金） R7-10 医療政策課	地域の実情に応じた在宅医療提供体制の維持・充実を図るため、医師だけでなく医療・介護関係の多機関・多職種間の円滑な情報共有や連携強化、オンライン診療の活用等を通じた持続可能な在宅医療提供体制の構築に向けた検討・実証を支援する。	②	在宅医療に関心のある医療従事者に対し、必要な情報を発信するとともに、市町に対して多機関・多職種の連携事例を共有し、取組を積極的に支援することで、地域の実情に応じた持続可能な在宅医療提供体制を構築する。	改善
取組項目ⅱ		10	在宅医療・多職種連携に関わる薬剤師の支援事業（医療介護基金） H26- 薬務行政室	地域包括ケアシステムの深化や在宅医療需要の増加に対応するため、県内各地域において研修会を開催し、在宅医療や多職種連携に必要な知識・技能を有する薬剤師の育成に努めるとともに、在宅医療に取り組む薬局・薬剤師の裾野拡大を図るため、薬剤師会等と連携した調査等の実施により、地域の課題把握・分析を行っていく。	②⑥	地域包括ケアシステムの深化や在宅医療需要の増加に対応するため、県薬剤師会と連携し、多職種連携や在宅医療に必要な知識・技能を有する薬剤師の育成及び資質向上を図る取組を継続する。また、令和9年5月施行の改正薬機法による認定薬局制度の機能強化への対応や地域課題の分析結果等を踏まえ、地域連携薬局等により在宅医療に取り組む薬局・薬剤師の体制整備に取り組む。	改善
取組項目ⅱ		11	精神科救急医療体制整備事業費 H19- 障害福祉課	―	―	活動指標、成果指標ともに前年度と同水準で推移しており、長崎県の精神科救急医療体制の確保とその円滑な運営を図るため、各事業について今後も引き続き実施していく。	現状維持
取組項目ⅱ		12	歯科衛生士教育充実のための施設・設備整備事業（医療介護基金） (R8補正)R8 医療政策課	R8新規	⑨	令和８年度の事業実績をもとに、研修状況や復職状況を確認し、計画的で効果的な施設・設備整備を検討していく。	改善
取組項目ⅲ	○	13	周産期医療確保対策事業費 H22- 医療政策課	―	⑨	引き続き周産期母子医療センターの安定的な運営を確保するため、人件費等運営費について補助を行うとともに、持続可能な周産期医療体制の確保に向け、地域の分娩取扱施設の維持を図りながら、周産期母子医療センターを中心とした役割分担・連携強化を進める。	改善

取組項目iii	○	14	周産期医療体制整備等事業費（医療介護基金） H28- 医療政策課	令和8年度より、過去に同行訪問研修を受けた訪問看護ステーションと医ケア児の退院を調整する周産期母子医療センターとの情報共有会を実施。	―	引き続き県看護協会や長崎県医ケア児支援センターと連携し、小児在宅医療に係る人材育成や体制強化を図る。	現状維持
取組項目iii		15	周産期医療支援システム活用促進事業費（医療介護基金） (R8補正)R8 医療政策課	持続可能な周産期医療体制確保のために、周産期医療支援システム「すくすく」に妊婦メンタル情報のスコアリング機能を追加する等などの機能改修を実施。	⑦	引き続き周産期医療システム活用ワーキンググループ及び死亡症例ワーキンググループの開催を通じて、医療機関の連携強化を図るとともに、運用状況を踏まえたシステム改修を検討し、医療機関等のシステム導入を促進する。	改善
取組項目iii		16	小児周産期医療確保推進事業費（医療介護基金） H20- 医療政策課	子ども医療電話相談の事務処理軽減のため、長崎県救急安心センター（＃7119）との同時入札を実施。	①⑨	引き続き夜間や休日の小児の急な病気やケガなどの相談に応じる子ども医療電話相談を設置し、子育て支援や救急医療の負担軽減を図る。また、小児科医の高齢化や人材不足等により維持が困難になっている市町の小児夜間急患センター等について、市町と連携しながら、必要な方策の検討・協議を進める。	改善
取組項目iii		17	産科・小児科医療確保事業費 (R8補正）R7 医療政策課	―	⑨	持続可能な周産期・小児医療提供体制の構築に向けては、県内の分娩取扱施設等や地域に必要な小児科を担う医療機関への支援を検討する必要があることから、国の経済対策や使用可能な補助金について情報収集に努め、適宜活用していく。	改善
取組項目iv	○	18	ドクターヘリ運営事業費 H18- 医療政策課	ドクターヘリ1機目の令和8年12月からの契約更新に際し、人員体制の余力や代替機の有無等を十分確認したうえで、運航委託先の選定を行い、入札を実施した。 ドクターヘリ2機体制に向け、基地病院や関係機関との連携及び協議を進めるとともに必要資機材の整備等を行う。	⑨	ドクターヘリ2機体制の効果的な運用のため、基地病院や関係機関との連携及び協議を進めるとともに、引き続き、国へ基準額の引き上げや必要な支援の要望を行い、安定した体制確保に努める。	改善
取組項目iv		19	第二次救急医療体制整備費 S63- 医療政策課	―	⑤	引き続き救急医療体制の中心的役割を担う救命救急センター、病院群輪番制病院、救急医療協力病院への効率的な支援を検討していく。 離島地域の持続可能な夜間の急患搬送体制の構築を図るため、市町と課題解決に向けた協議を行っていく。	改善
取組項目iv		20	広域災害・救急医療情報システム費 H11- 医療政策課	県内における災害研修・訓練の充実を目指し、企画・立案を行うDMATコーディネーター養成のため、資格取得支援事業の継続に加え、災害医療人材養成を目的とした研修委託事業での研修回数を増加させる。	②	DMATコーディネーター資格取得の研修等を受講してもらうため、複数の資格取得希望者が在籍する病院への基準額を見直す等の工夫を行い、資格取得者を増加させる。また、長崎県災害医療ロジスティクス検討部会と連携し、広域搬送拠点臨時医療施設（SCU）の展開訓練を追加し、DMAT等参加訓練を継続する。 なお、広域災害医療情報システムを用い、県内の災害に対して脆弱性を有する病院のリスト化に取り組む。加えて、救急医療情報システムについては、引き続き安定的・効果的なシステム運用を図っていくとともに、確実な情報入力を医療機関等に働きかけていく。	改善

取組項目iv		21	救急安心センター事業（＃７１１９） R6- 消防保安室	医療政策課の事業＃８０００との契約統合を図り、同一の受託者が両事業を担うため、両サービスの連携する体制が強固になり、住民サービスが向上した。また契約の統合により事業費の縮減効果があった。	―	相談窓口の認知度が向上し、相談件数のさらなる増加が見込まれる。相談件数に対する適切な応答率の維持・向上を図る。 相談窓口の認知度向上と利用促進を行う。	改善
取組項目iv		22	救急患者輸送確保対策費補助金 S49- 医療人材対策室	―	⑤	離島においては救急患者の対応に限界があり、本土病院の医師の協力が不可欠であることから、引き続き必要な要請に対応できるよう、関係機関の円滑な連携を促進しながら、救急患者輸送体制の確保に努めていく。	改善
取組項目iv		23	災害時歯科保健医療提供体制整備事業 R7-8 医療政策課	R7年度分に加え必要な器具器材の追加、訪問用車両の整備、災害時に対応可能な歯科衛生士を要請するための研修を実施し、災害時歯科保健医療提供体制の強化に取り組む。	⑦	災害時における歯科保健医療提供体制の確保を図るため、災害時に歯科保健医療活動を実施するために必要な器具・器材等の継続した支援の必要性を検討するとともに、関係団体の県の防災訓練等への参加を促していく。	終了
取組項目v		24	感染症対応力向上事業 R7-8 地域保健推進課	R7年度の研修会事後アンケート等を踏まえ、第２種協定指定医療機関が求められている役割についての理解に焦点を当てた内容にするなど、委託先である長崎大学と連携し、研修内容に加え、開催方法、開催場所及び開催回数等の見直しを含めた効果的な研修を検討のうえ、実施する。	③	―	終了
取組項目v		25	感染症予防対策事業 H11- 地域保健推進課	協定締結医療機関における発熱外来や検査への対応力向上を図るため、国庫補助を活用した「長崎県医療施設等設備整備補助金」により、令和8～11年度で計画的に機器整備等を補助するとともに、民間検査機関との検査措置協定締結を拡大していく。	②	新興感染症の発生やまん延に備えるため、引き続き、医療措置協定・検査措置協定等による医療提供体制の構築、自宅・宿泊療養体制や医療人材、感染症対策物資の確保、保健所及び検査の体制強化等に取り組んでいく。	改善
取組項目v		26	結核予防対策事業 S61- 地域保健推進課	外国生まれ結核患者の増加に伴い、薬剤耐性結核患者の増加も懸念されており、医療機関や保健所等と連携し結核対策に取り組んでいく。 また、引き続き、県民に対する結核の正しい知識の普及を目的に、県内市町や医療機関等と連携し、普及啓発活動を行っていく。	②	引き続き、従事する保健所職員の技術の向上を図り、県民に対して結核の正しい知識の普及や疫学調査及び結核菌分子疫学的調査の解析結果等をもとに結核の伝播経路等の検証を行い、効果的な結核対策を行う。加えて、結核患者への適切かつ確実な服薬支援を実施し、感染の拡大・薬剤耐性菌の出現を防止する。 また、県内市町等と連携し市町の広報誌や結核・呼吸器感染症予防週間（9月24日～30日）に係るチラシやポスターを配布し、結核定期健康診断の受診率の更なる向上を図る。	改善
取組項目v		27	肝炎対策事業費 H19- 地域保健推進課	肝疾患診療連携拠点病院と連携し、肝炎医療コーディネーターを市町や肝疾患専門医療機関、委託医療機関等に配置するため、研修会への参加促進に取り組んでいく。	②	肝炎ウイルス検査陽性者に対しては、引き続き市町や委託医療機関等と連携し、精密検査や継続的に定期検査を受検するようフォローアップ（受診勧奨）を行う。 また、長崎医療センターと連携し、県内全市町や肝疾患専門医療機関、委託医療機関等への肝炎医療コーディネーターの配置を促進し、各地域における患者の相談・支援につなげていく。	改善
取組項目v		28	予防接種対策事業費 R4- 地域保健推進課	―	⑦	本事業は、骨髄移植等の造血幹細胞移植により低下又は消失した免疫の再獲得を支援し、感染症の発生予防に寄与するものである。令和7年度までに20市町で制度が創設され、毎年度利用実績もあることから、引き続き制度の活用が見込まれる。 助成制度未創設の1町に対し、制度創設に向けた働きかけを行い、県内全市町での制度創設を目指す。	改善

取組項目v		29	地域保健対策強化事業 (R8補正)R8 地域保健推進課	R8新規	―	―	終了
取組項目vi	○	30	薬務行政費 S40- 薬務行政室	無承認無許可医薬品の買上調査等を継続して実施し、県民の健康被害防止に努めるとともに、令和９年５月施行の改正薬機法を見据え、地域連携薬局等の認定制度に関する周知を図る。また、災害薬事コーディネーターについては、災害時の医薬品供給体制の強化を図るため、必要人数の見直し等を行うとともに、さらなる資質向上に向けて研修内容の充実に務める。	②⑥	無承認無許可医薬品の買上調査等を継続して実施し、県民の健康被害の防止に努めるとともに、令和９年５月施行の改正薬機法による地域連携薬局等の認定制度に関する周知を継続して実施していく。 また、災害薬事コーディネーターについては、災害時の医薬品供給体制を適切に運用するため、養成研修会等の実施により必要人員を確保していくとともに、研修内容の充実により資質向上に向けた取組を継続して行っていく。	改善
取組項目vi		31	献血及び骨髄移植推進費 S39- 薬務行政室	若年層への献血普及啓発を強化するため、血液センターと連携した高校生向けの取組を継続するとともに、将来の献血者確保を見据えたより若い世代への普及啓発について検討を進める。また、骨髄ドナー登録者の確保に向け、登録説明員の養成やドナー休暇制度の周知を継続するとともに、登録機会の拡充に向けた取組を進める。	②⑤⑥	血液製剤の安定供給を確保するため、血液センター等の関係機関と連携し、高校生を中心とした若年層への献血普及啓発活動を継続するとともに、将来の献血者確保に向け、より若い世代への効果的な啓発に取り組む。また、骨髄ドナー登録者を安定的に確保するため、継続して登録説明員の育成・確保に努めるとともに、登録機会の拡充に向けた取組を継続する。さらに、骨髄ドナー休暇制度の導入促進に向けた取組を強化し、骨髄提供をしやすい環境整備を図っていく。	改善
取組項目vi		32	薬事監視指導費 S40- 薬務行政室	―	②⑥	引き続き、薬局、医薬品販売業者、医薬品製造業者等への立入検査を通して、医薬品等の適正使用や安定供給の確保を図る。また、毒物劇物営業車に対しては、農薬危害防止運動期間を中心に、講習会等を通して適正な取り扱いや販売について指導を行い、事故防止対策を図っていく。	現状維持
取組項目vi		33	麻薬指導取締費 S28- 薬務行政室	麻薬・向精神薬の適正使用及び不正流通防止を徹底するため、麻薬取扱者に対する講習会において、監視指導結果を踏まえた事例紹介や法令遵守に関する内容の充実を図る。	②	麻薬・向精神薬は医療に必要不可欠である一方、不適正な管理や取扱いは県民の健康や社会に大きな影響を及ぼすことから、引き続き、立入検査や講習会を実施し、適正使用及び不正流通防止の徹底を図る。また、監視指導で確認された事例を活用した普及啓発や継続的な指導を行うことで、違反の未然防止及び再発防止に取り組む。	改善
取組項目vii	○	34	へき地医療支援機構推進事業費 H23- 医療人材対策室	離島勤務医師に対する研修内容については、現場のニーズや環境の変化を踏まえた見直しを検討していく。	―	医師確保計画に基づき、施策に取り組むとともに、県内離島診療所等の代診対応や医師派遣、斡旋及び離島診療所医師の技術的指導、相談対応等を効果的に実施することで、離島・へき地における医療提供体制の確保を進めていく。	現状維持
取組項目vii		35	しまの医療機関指導費 S46- 医療政策課	長崎県自治体病院協議会を通じて、離島・へき地医療の確保・充実のための国への要望活動や、ながさき地域医療人材支援センター等と連携したWEB説明会の開催と離島への現地案内の併用により、効率的な医師確保に取り組む。また、離島・へき地医療には有用な医療DXの推進に向けて、セキュリティ対策を含めた研修会の開催等に取り組む。	②	引き続き長崎県自治体病院協議会を通じて、離島・へき地医療の確保・充実のため、国への要望活動を実施し、ながさき地域医療人材支援センター等と連携したWEB説明会の開催と離島への現地案内の併用により、効率的な医師確保に取り組む。さらに、離島・へき地医療に有用な医療DXの推進・活用にあたり必要となるサイバーセキュリティ対策を含めた研修会の開催等に取り組むとともに、医療機関のBCP策定など安定的な医療提供体制の強化を促す。	改善
取組項目vii		36	病院企業団助成費 H21- 医療政策課	長崎県病院企業団の各医療機関で人件費等の上昇が続き、経営がより一層厳しくなっていることから、適切な助成水準が確保できるよう助成金算定方法の一部見直しを行っている。	―	長崎県病院企業団の各医療機関において、経営を取り巻く環境がより一層厳しくなる中、情報共有や協議の機会を設けながら適切な助成水準の確保に努めていく。	改善

取組項目vii		37	へき地医療機関整備費 H15- 医療人材対策室	―	②	離島・へき地における医師の確保は非常に困難であり、へき地医療拠点病院からへき地診療所への医師派遣の支援体制等の継続が必要である。同様に、へき地診療所を保有する市町に対しても安定した医療提供体制を継続するために、医師の雇用を持続するよう支援体制の継続は必要である。また、本土と同様の医療を住民に提供できるよう、設備整備や運営費補助が必要であるため、本事業の実施により、診療所からの医師派遣要請に対応し、離島・へき地住民の医療の確保ができるように取り組む。今後の設備整備にあたっては事業者に長期的な計画作成を依頼し、今後の整備計画について確認しながら、計画的な事業推進に努めていく。	改善
取組項目vii		38	国保直診施設整備費 S54- 国保・健康増進課	―	―	へき地診療所（国民健康保険直営）の施設・設備は、医療資源が少ないへき地における住民への適切な医療提供に必要であるため、本事業の実施によりへき地診療所の施設・設備整備を行い医療提供体制の確保ができるように現状を維持していく。	現状維持
取組項目vii		39	しまの精神医療特別対策事業費 S59- 障害福祉課	―	―	医師の確保が困難な上五島医療圏においては、本事業により精神科医師が確保されている状況であるため、引き続き本事業を実施していく。	現状維持
取組項目vii		40	離島・へき地における看護師の特定行為研修推進モデル事業 (R8補正)R8 医療人材対策室	R8新規	⑧	今後の在宅医療を支える看護師を計画的に養成するため、国は特定行為研修受講を推進しており、特に受講者の確保が困難な離島・へき地においては受講支援が必要である。本事業は国のモデル事業としてR8単独で実施するものであり、今年度で事業終了とするが、効果検証は継続して実施する。	終了
取組項目viii	○	41	地域医療充実のための医療ICT活用促進事業費 R7-9 医療人材対策室	離島・へき地の医療機関、市町等による協議会について、参画する市町を拡大し、横展開を図る。	②	事業の実施状況及び協議会における課題の整理と解決策の検討結果を踏まえ、オンライン診療実施体制の改善・構築等に向けて、ノウハウ面からの支援の充実を図る。	拡充

注：「２．令和７年度取組実績」に記載している事業のうち、令和７年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、 事業の選択と集中ができているか。
② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点